

議案第29号

富津埋立記念館管理運営基金条例の一部を改正する条例の制定について
富津埋立記念館管理運営基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

基金をより有効に活用できるよう収益の処理及び基金の処分に係る規定を見直し、社会教育施設の管理運営に係る財源に充てることができるようにするため、条例の一部を改正するものである。

富津埋立記念館管理運営基金条例の一部を改正する条例

富津埋立記念館管理運営基金条例（平成4年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富津市社会教育施設管理運営基金条例

第1条の見出し中「の目的」を削り、同条中「富津埋立記念館の」を「社会教育施設の」に、「富津埋立記念館管理運営基金」を「富津市社会教育施設管理運営基金」に改める。

第4条中「富津埋立記念館管理運営」を「社会教育施設の管理運営」に改める。

第6条中「富津埋立記念館」を「社会教育施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。